2026(令和8)年10月1日

各 事 業 場 殿
各 受 講 者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福 島 県 支 部
フォークリフト運転技能講習
福島労働局長登録第8号
有効期間満了日 2029.3.30

『フォークリフト運転技能講習会』開催のご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転業務は労働安全衛生法令の規定によって、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ従事できないこととなっております。
当協会では福島労働局長の登録教習機関として、標記の講習を下記により開催いたしますので受講されますようご案内申し上げます。

敬 具

記

１．受 講 資 格　大型・中型・準中型・普通・大型特殊自動車運転免許証のいずれかを有する者

２．日時・場所　　【注】実技と学科の開始時刻が違います

科　目	月　日		時　間	会　場
実　技	１回目	11月4日(水)～6日(金)	7:50～17:20 (３日目～18：00)	福島県トラック協会 研修センター 福島市飯坂町平野字若狭小屋３２ **【講習会についての問合せ先】 陸災防福島県支部 TEL:024-558-9011**
	２回目	11月9日(月)～11日(水)		
	3回目	11月17日(火)～19日(木)		
学　科	上記全員	11月24日（火）	8:15～17:40	

３．講習時間【Ｂコース】

実　技　（３日間）		学　科　（１日間）			合　計
走行操作	荷役操作	関係法令	荷役機械	力学の知識	（４日間）
20時間	４時間	１時間	４時間	２時間	31時間

４．申込方法
⑴ 受付期間　10月1日～各受講初日の10日前（但し、各回定員80名に達し次第締め切ります）
⑵ 受講申込は事前にホームページか電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。
⑶「受講申込書」(本編)の提出と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
⑷「受講申込書」に必要事項を記載し、窓口に持参又は郵送、現金書留にて送付して下さい。
⑸「受講申込書」(本編)と「受講料」の納付確認次第、「領収書・受講票」を送付致します。
⑹「受講申込書」には証明写真１枚（縦35㎜横25㎜：３ヶ月以内）及び自動車運転免許証の写しを所定欄に貼付して下さい。（デジタルカメラで撮った写真は不可）
⑺ 申 込 先　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部　TEL:024-558-9011
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32　FAX:024-559-1161

５．受 講 料　１人…30,000円（講習料28,350円 ﾃｷｽﾄ代1,650円)消費税込
⑴ 受講料は、受講初日の10日前迄に窓口支払い、現金書留、銀行振り込みにより納入して下さい。
⑵ 銀行振り込みの際の送金手数料は受講者側負担でお願い致します。
⑶ 振 込 先　福島信用金庫 本店　普通預金　0168943
名義：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部

６．注意事項
⑴「受講申込書」の受講者本人の氏名及び住所等は楷書ではっきりと書いて必ず捺印して下さい。
⑵「受講申込書」の受講希望日は必ず記入して下さい。
⑶ 受講希望日で定員に達した場合は、学科・実技の日程(回数等)を変更していただく場合があります。
⑷ キャンセルは講習初日の10日前迄可能ですが、それ以後の受講料の返金はできません。
受付後の受講者及び受講日の変更は、講習初日の５日前迄可能ですが、変更は１回迄とします。
⑸ 受講受付手続き完了後に受講票を送付しますので、講習受講日に必ず「受講票」を持参して下さい。
⑹ 学科講習の際に運転免許証を確認しますので持参して下さい。

※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。
※ (仮)予約はｲﾝﾀｰﾈｯﾄで簡単にできます。　https://f-rikusai.org

陸災防福島県支部　検索

2026(令和8)年10月1日

各 事 業 場 殿
各 受 講 者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福 島 県 支 部

フォークリフト運転技能講習
福島労働局長登録第8号
有効期間満了日 2029.3.30

『フォークリフト運転技能講習会』開催のご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転業務は労働安全衛生法令の規定によって、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ従事できないこととなっております。
当協会では福島労働局長の登録教習機関として、標記の講習を下記により開催いたしますので受講されますようご案内申し上げます。

敬　具

記

１．受 講 資 格　大型・中型・準中型・普通・大型特殊自動車運転免許証のいずれかを有する者

２．日時・場所　　【注】実技と学科の開始時刻が違います

科　目	月　日		時　間	会　場
実　技	１回目	11月4日(水)～6日(金)	7:50～17:20 (3日目～18：00)	福島県トラック協会 県中研修センター 郡山市喜久田町卸三丁目5 TEL:024-963-0780 ※実技会場は屋内施設です 【講習会についての問合せ先】 陸災防福島県支部 TEL:024-558-9011
	２回目	11月9日(月)～11日(水)		
	３回目	11月17日(火)～19日(木)		
	４回目	11月24日(火)～26日(木)		
学　科	上記全員	11月27日（金）	8:15～17:40	

３．講習時間【Ｂコース】

実　技　（３日間）		学　科　（１日間）			合　計
走行操作	荷役操作	関係法令	荷役機械	力学の知識	（４日間）
20時間	４時間	１時間	４時間	２時間	31時間

⑴ 受付期間　10月1日～各受講初日の10日前（但し、各回定員20名に達し次第締め切ります）
⑵ 受講申込は事前にホームページか電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。
⑶「受講申込書」(本編)の提出と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
⑷「受講申込書」に必要事項を記載し、窓口に持参又は郵送、現金書留にて送付して下さい。
⑸「受講申込書」(本編)と「受講料」の納付確認次第、「領収書・受講票」を送付致します。
⑹「受講申込書」には証明写真１枚（縦35㎜横25㎜：３ヶ月以内）及び自動車運転免許証の写しを所定欄に貼付して下さい。（デジタルカメラで撮った写真は不可）
⑺ 申 込 先　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部　TEL:024-558-9011
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32　FAX:024-559-1161

５．受 講 料　　１人…30,000円（講習料28,350円 ﾃｷｽﾄ代1,650円)消費税込
⑴ 受講料は、受講初日の10日前迄に窓口支払い、現金書留、銀行振り込みにより納入して下さい。
⑵ 銀行振り込みの際の送金手数料は受講者側負担でお願い致します。
⑶ 振 込 先　福島信用金庫 本店　普通預金　0168943
名義：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部

６．注意事項
⑴「受講申込書」の受講者本人の氏名及び住所等は楷書ではっきりと書いて必ず捺印して下さい。
⑵「受講申込書」の受講希望日は必ず記入して下さい。
⑶ 受講希望日で定員に達した場合は、学科・実技の日程(回数等)を変更していただく場合があります。
⑷ キャンセルは講習初日の10日前迄可能ですが、それ以後の受講料の返金はできません。
受付後の受講者及び受講日の変更は、講習初日の５日前迄可能ですが、変更は１回迄とします。
⑸ 受講受付手続き完了後に受講票を送付しますので、講習受講日に必ず「受講票」を持参して下さい。
⑹ 学科講習の際に運転免許証を確認しますので持参して下さい。

※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。
※ (仮)予約はｲﾝﾀｰﾈｯﾄで簡単にできます。　https://f-rikusai.org

陸災防福島県支部　検索

2026(令和8)年10月1日

各 事 業 場 殿
各 受 講 者 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福 島 県 支 部
フォークリフト運転技能講習
福島労働局長登録第8号
有効期間満了日 2029.3.30

『フォークリフト運転技能講習会』開催のご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転業務は労働安全衛生法令の規定によって、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ従事できないこととなっております。
当協会では福島労働局長の登録教習機関として、標記の講習を下記により開催いたしますので受講されますようご案内申し上げます。

敬 具

記

１．受 講 資 格　大型・中型・準中型・普通・大型特殊自動車運転免許証のいずれかを有する者

２．日時・場所　【注】実技と学科の開始時刻が違います

科 目	月 日		時 間	会 場
実 技	１回目	11月4日(水)～6日(金)	7:50～17:20 (3日目～18：00)	福島県トラック協会 いわき共同休憩所 いわき市小名浜島字舘ノ下１９-１ TEL:0246-58-8223 **【講習会についての問合せ先】 陸災防福島県支部 TEL:024-558-9011**
	２回目	11月9日(月)～11日(水)		
	3回目	11月17日(火)～19日(木)		
学 科	上記全員	11月20日(金)	8:15～17:40	

３．講習時間【Ｂコース】

実 技 （３日間）		学 科 （１日間）			合 計
走行操作	荷役操作	関係法令	荷役機械	力学の知識	（４日間）
20時間	４時間	１時間	４時間	２時間	31時間

４．申込方法
⑴ 受付期間　10月1日～各受講初日の10日前（但し、各回定員30名に達し次第締め切ります）
⑵ 受講申込は事前にホームページか電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。
⑶「受講申込書」(本編)の提出と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
⑷「受講申込書」に必要事項を記載し、窓口に持参又は郵送、現金書留にて送付して下さい。
⑸「受講申込書」(本編)と「受講料」の納付確認次第、「領収書・受講票」を送付致します。
⑹「受講申込書」には証明写真１枚（縦35㎜横25㎜：3ヶ月以内）及び自動車運転免許証の写しを所定欄に貼付して下さい。（デジタルカメラで撮った写真は不可）
⑺ 申 込 先　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部　TEL:024-558-9011
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32　FAX:024-559-1161

５．受 講 料　１人…30,000円（講習料28,350円 ﾃｷｽﾄ代1,650円)消費税込
⑴ 受講料は、受講初日の10日前迄に窓口支払い、現金書留、銀行振り込みにより納入して下さい。
⑵ 銀行振り込みの際の送金手数料は受講者側負担でお願い致します。
⑶ 振 込 先　福島信用金庫 本店　普通預金　0168943
名義：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部

６．注意事項
⑴「受講申込書」の受講者本人の氏名及び住所等は楷書ではっきりと書いて必ず捺印して下さい。
⑵「受講申込書」の受講希望日は必ず記入して下さい。
⑶ 受講希望日で定員に達した場合は、学科・実技の日程(回数等)を変更していただく場合があります。
⑷ キャンセルは講習初日の10日前迄可能ですが、それ以後の受講料の返金はできません。
受付後の受講者及び受講日の変更は、講習初日の５日前迄可能ですが、変更は１回迄とします。
⑸ 受講受付手続き完了後に受講票を送付しますので、講習受講日に必ず「受講票」を持参して下さい。
⑹ 学科講習の際に運転免許証を確認しますので持参して下さい。

※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。
※ (仮)予約はｲﾝﾀｰﾈｯﾄで簡単にできます。　https://f-rikusai.org

陸災防福島県支部　検 索

2026(令和8)年10月1日

各　事　業　場　殿
各　受　講　者　殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福　島　県　支　部
[ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ等運転技能講習
福島労働局長登録第60号
有効期間満了日　2029.3.30]

『ショベルローダー等運転技能講習会』開催のご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、最大荷重１トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務は労働安全衛生法令の規定によって「ショベルローダー等運転技能講習」を修了した者でなければ従事できないこととなっております。
当協会では福島労働局長の登録教習機関として、標記の講習を下記により開催いたしますので受講されますようご案内申し上げます。

敬　具

記

1．受 講 資 格　大型・中型・準中型・普通・大型特殊自動車運転免許証のいずれかを有する者

2．日時・場所　　【注】実技と学科の開始時刻が違います

科　目	月　　日		時　　間	会　　場
実　技	１回目	11月25日(水)～27日(金)	7:50～17:20 (3日目～18：00)	福島県トラック協会 研修センター 福島市飯坂町平野字若狭小屋３２ **【講習会についての問合せ先】 陸災防福島県支部 TEL:024-558-9011**
	2回目	12月1日(火)～3日(木)		
	3回目	12月8日(火)～10日(木)		
学　科	上記全員	12月14日（月）	8:15～17:40	

3．講習時間【Ｂコース】

実　　技（３日間）		学　　科（１日間）			合　計
走行操作	荷役操作	関係法令	荷役機械	力学の知識	（４日間）
20時間	４時間	１時間	４時間	２時間	31時間

4．申込方法
⑴ 受付期間　10月1日～各受講初日の10日前（但し、各回定員10名に達し次第締め切ります）
⑵ 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。
⑶「受講申込書」(本編)の提出と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
⑷「受講申込書」に必要事項を記載し、窓口に持参又は郵送、現金書留にて送付して下さい。
⑸「受講申込書」(本編)と「受講料」の納付確認次第、「領収書・受講票」を送付致します。
⑹「受講申込書」には証明写真１枚（縦35㎜横25㎜：3ヶ月以内）及び自動車運転免許証の写しを所定欄に貼付して下さい。（デジタルカメラで撮った写真は不可）
⑺ 申 込 先　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部　TEL:024-558-9011
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋32　FAX:024-559-1161

5．受 講 料　　1人…44,000 円（講習料42,130円 ﾃｷｽﾄ代1,870円)消費税込
⑴ 受講料は、受講初日の10日前迄に窓口支払い、現金書留、銀行振り込みにより納入して下さい。
⑵ 銀行振り込みの際の送金手数料は受講者側負担でお願い致します。
⑶ 振 込 先　福島信用金庫 本店　普通預金　0168943
名義：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部

6．注意事項
⑴「受講申込書」の受講者本人の氏名及び住所等は楷書ではっきりと書いて必ず捺印して下さい。
⑵「受講申込書」の受講希望日は必ず記入して下さい。
⑶ 受講希望日で定員に達した場合は、学科・実技の日程(回数等)を変更していただく場合があります。
⑷ キャンセルは講習初日の10日前迄可能ですが、それ以後の受講料の返金はできません。
受付後の受講者及び受講日の変更は、講習初日の５日前迄可能ですが、変更は１回迄とします。
⑸ 受講受付手続き完了後に受講票を送付しますので、講習受講日に必ず「受講票」を持参して下さい。
⑹ 学科講習の際に運転免許証を確認しますので持参して下さい。

※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。
※ 講習会はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでも案内しています。https：//f-rikusai.org

陸災防福島県支部　検索

2026(令和8)年10月1日

各　事　業　場　殿
各　受　講　者　殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福　島　県　支　部
はい作業主任者技能講習
福島労働局長登録第10号
有効期間満了日 2029.3.30

『はい作業主任者技能講習会』開催のご案内

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。
さて、高さが２m以上のはい付け、はい崩しの作業を行う時は、労働安全衛生法令の規定によって、はい作業主任者を選任しなければならないこととなっております。
当協会では福島労働局長の登録教習機関として、標記の講習を下記により開催いたしますので受講されますようご案内申し上げます。

敬　具

記

１．受講資格　　はい付け、はいくずしの作業に３年以上従事した経験を有する者

２．日時・場所・問合せ先

	月　　日	時　　間	
１日目	11月5日（木）	8:30～15:55	福島県トラック協会 県中研修センター　TEL:024-963-0780 郡山市喜久田町卸三丁目５ **【講習会についての問合せ先】 陸災防福島県支部**
２日目	11月6日（金）	8:30～17:15	

※受付は８：00から行います

３．講習時間

	科　　目	所要時間
１日目	はいに関する知識	３時間
	荷役運搬機械等によるはい付け、はいくずし作業に関する知識	３時間
２日目	人力によるはい付け、はいくずし作業に関する知識	５時間
	関係法令	１時間

４．申込方法
(1) 受付期間　10月1日～**受講初日の10日前**(但し、**定員100名**に達し次第締め切ります)
(2) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。
(3) 「受講申込書」（本編）の提出と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
(4) 「受講申込書」に必要事項を記載し、窓口に持参又は郵送、現金書留にて送付して下さい。
(5) 「受講申込書」(本編)と「受講料」の納付確認次第、「領収書・受講票」を送付いたします。
(6) 「受講申込書」には証明写真１枚（縦35mm横25mm：3ヶ月以内）を所定の欄に貼付して下さい。
(7) 申 込 先　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部　TEL:024-558-9011
〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32　FAX:024-559-1161

５．受 講 料　　１人…17,000円（講習料15,020円 、ﾃｷｽﾄ代1,980円）消費税込
(1) 受講料は、受講初日の10日前迄に窓口支払い、現金書留、銀行振り込みにより納入して下さい。
(2) 銀行振り込みの際の送金手数料は受講者側負担でお願い致します。
(3) 振 込 先　　福島信用金庫 本店　普通預金　0168943
名義：陸上貨物運送事業労働災害防止協会　福島県支部

６．注意事項
(1) 「受講申込書」の受講者本人の氏名及び住所等ははっきりと書いて必ず捺印して下さい。
(2) キャンセルは講習初日の10日前迄可能ですが、それ以後の受講料の返金はできません。
受付後の受講者及び受講日の変更は、講習初日の５日前迄可能ですが、変更は１回迄とします。
(3) 受講受付手続き完了後受講票を送付しますので、講習受講日に必ず「受講票」を持参して下さい。
(4) 講習終了後に試験を行いますので、鉛筆(HB以上)と消しゴムを持参して下さい。
(5) 講習会中に公的書類(運転免許証等)で本人確認を致しますので、当日持参して下さい。

※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。
※ 講習会はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ でも案内しています。 https：//f-rikusai.org

陸災防福島県支部　検 索

2026(令和８)年１０月１日

各　事　業　場　殿
各　受　講　者　殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福　島　県　支　部

『テールゲートリフター特別教育(学科教育)講習』開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和５年厚生労働省令第 33 号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和５年厚生労働省告示第 104 号)が令和５年３月 28 日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第 59 条第３項に基づく特別教育の対象となり、令和６年２月１日施行日以降は下記のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができません。

つきましては、陸災防福島県支部では、講習科目のうち「学科教育講習」を下記の日程にて講習会を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

１．開　催　時　間　**12:30～17:00**

２．開催場所・日程　福島県トラック協会 各会場

開　催　場　所	開　催　日	定　員
郡山市喜田町卸三丁目５ 公益財団法人　福島県トラック協会　県中研修センター (TEL:024-963-0780)	11 月 18 日（水）	100 名

３．対 象 者　テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者も含む。

４．講習科目と時間 (厚生労働省告示第 104 号 令和５年３月 28 日：安全衛生特別教育規程第７条の４)

	科　目	講習時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5H
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0H
	関係法令	0.5H

実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2.0H 以上
※ 実技教育は、所属事業場にて実施願います。		

５．申込方法　(必ず電話をしてから御申込み願います。)

(1) 受講申込は事前に電話で予約を行って下さい。但し、予約だけでは受講できません。
「受講申込書」の提出(FAX 可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。

(2) 「受講申込書」に必要事項を記入し、FAX 又は当協会までご持参ください。

(3) 申込期間は、10月1日～受講日の 10 日前、但し、各会場定員に達し次第締切ります。

６．申 込 先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　福島県支部（略称：陸災防/陸運労災防止協会）
TEL：024-558-9011　FAX：024-559-1161
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋 32

７．受 講 料

会　員	8,800 円(テキスト代、消費税込)
非会員	11,000 円(テキスト代、消費税込)

(1) 受講料は、受講日の 10 日前迄に事務局窓口支払い、現金書留、銀行振込により納入して下さい。
(銀行振り込みの際の振込手数料は受講者側負担でお願いします。)

(2) 振込先：福島信用金庫本店 普通預金 ０１６８９４３
名義「陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部」

８．そ の 他

(1) 本講習修了者には、「学科教育受講証明証」を交付いたします。

(2) キャンセルは、講習日の 10 日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。
受付後の受講者の変更は、講習日の５日前まで可能ですが、変更は１回迄とします。
※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。

〈申し込みは、別紙「受講申込書」〉【電話で予約を入れてから送って下さい。】

2026（令和８）年 10 月１日

各　事　業　場　殿
各　受　講　者　殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福　島　県　支　部

『交通労働災害防止担当管理者教育講習会』開催のご案内

事業場においては、厚生労働省から示されている「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成６年２月 18 日制定/平成 30 年６月１日最終改正)に基づき、「交通労働災害防止担当管理者」を選任し交通労働災害防止に係わる職務を励行させることとされております。

更に、事業者は、選任された当該管理者に対して必要な教育を実施することとされています。

つきましては、「教育実施要領」(平成 13 年３月 30 日基発第 236 号)に定められた教育カリキュラムに基づき、下記日程にて講習会を開催いたしますので、担当管理者又は選任予定者が受講されますようご案内申し上げます。

記

１．開催日時　令和８年 11 月 17 日（火）13:00～16:50
２．開催場所　福島県トラック協会　県中研修センター
　　郡山市喜久田町卸三丁目５　TEL024-963-0780
３．対 象 者　「運行管理者基礎講習」を受講した者（既受講者は再受講の必要はありません）
４．講習カリキュラム

	科　　目	講習時間
１	事業者の責任と交通労働災害防止担当管理者の役割等	1.0　H
２	交通労働災害防止のための管理の進め方	1.5　H
３	教育及び運転者認定制度	1.0　H
４	健康管理	
５	交通労働災害防止に対する意識の高揚	
計		3.5　H

Ｇマーク申請対象講習会

※道路運送法又は貨物運送事業法に基づく運行管理者のための国土交通大臣が定める一定の講習(運行管理者基礎講習)を修了した交通労働災害防止担当管理者教育カリキュラム

５．申込方法
(1) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。「受講申込書」（本編）の提出を頂いて正式申込となります。
(2) 申込書に必要事項を記入し、『運行管理者基礎講習修了証書』のコピーを添付し郵送又は当協会までご持参ください。（ＦＡＸの送付のみでも結構です）
(3) 申込期間は、10 月１日～受講日の１０日前まで、但し定員 100 名に達し次第締切ります。

６．申 込 先
陸上貨物運送事業労働災害防止協会　福島県支部（略称：陸災防/陸運労災防止協会）
TEL:024-558-9011　FAX:024-559-1161
〒960-0231　福島市飯坂町平野字若狭小屋 32

７．受 講 料　無　料

８．そ の 他
(1) 本講習修了者には、「修了証」を交付いたします。
(2) キャンセルは、講習日の 10 日前迄お願いいたします。尚、受付後の受講者の変更は、講習日の５日前まで可能ですが、変更は１回迄とします。
※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。